

低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置（登録免許税・不動産取得税）

人口減少下にあっても持続可能なコンパクトシティの形成に向けて、立地適正化計画に定める居住誘導区域等の区域内の低未利用土地などの利用促進を図るための特例措置。

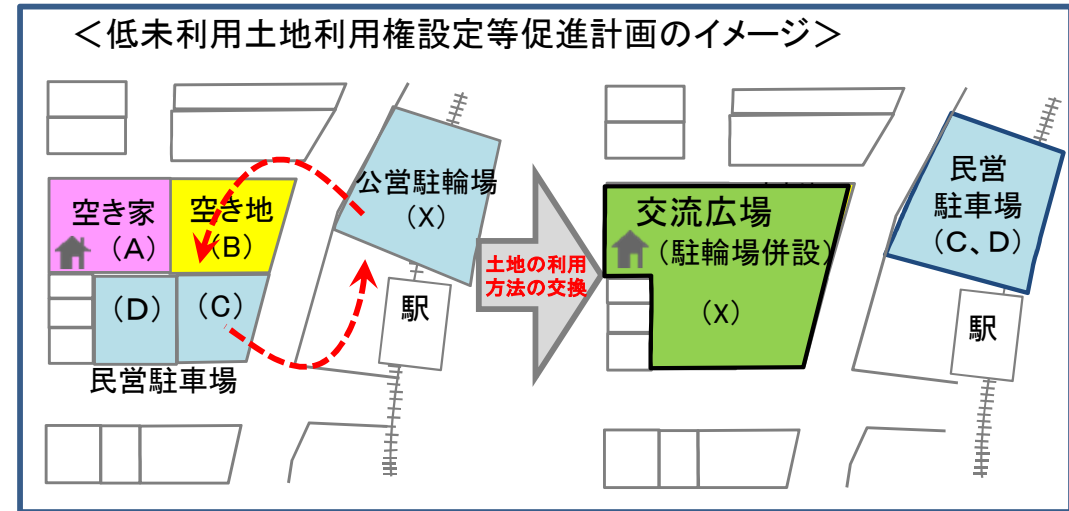
施策の背景

○地権者の利用動機が乏しいため、低未利用土地（空き地・空き家）のまま放置

○使い勝手が悪い「小さく」「散在する」低未利用土地（＝「都市のスポンジ化」の進行）



○市町村が、地域内に散在する低未利用土地などの利用意向を捉えて、関係地権者等の合意を得ながら、計画を策定し、必要な利用権の設定等を促進する制度。



特例措置の内容

【登録免許税】計画に基づく土地・建物の取得等について以下のとおり税率を軽減

- ・地上権等の設定登記等（本則1%→0.5%）
- ・所有権の移転登記（本則2%→1%）

【不動産取得税】計画に基づく一定の土地の取得について軽減（課税標準の1/5控除）